

一般社団法人 くるめ協働 CASE PJ 定款

(閲覧用定款)

第1章 総則

第1条 （名称）

当法人は、一般社団法人 くるめ協働 CASE PJ と称し、英文では Kurume Kyodo CASE PJ General Incorporated Association と表示する。

第2条 （事務所）

当法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

第3条 （目的）

当法人は、自らが先駆的な実践者として、地域・社会課題の解決に取り組み、地域や社会のあらゆる資源と協働した活動基盤を確立することで、地域社会に持続的な価値と新たな共創の環境を生み出すことを目的とする。

2 当法人は、地域課題・社会課題の解決に取り組む公益活動の担い手に対し、資金調達及び経営等の専門的知見を伴う包括的な伴走支援を提供する。また、当法人が有する事業及びネットワーク等の資源を提供・共有することにより、自律的で革新的な手法で継続的に課題を解決できる共創基盤の構築を促し、公益事業の担い手となるため、その活動の先験的な支援や共創拠点の役割を担うことを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１） 地域課題・社会課題の解決に向けた先駆的な事業の企画・開発・運用事業
- （２） 地域社会の課題・解決手法に関する調査、研究・情報の収集・提供事業
- （３） 企業、行政、学術機関、地域事業者及び地域住民等の多様なセクターを接続する協働プラットフォーム（中間支援組織）の構築・運営事業並びに地域資源の共創基盤化・循環に関する事業
- （４） 対象団体の持続可能な事業基盤構築に向けた、資金調達を含む経営・財務・ガバナンス等の包括的伴走支援事業
- （５） 地域社会課題の解決に取り組む団体に対する資金助成・提供・出資等の事業
- （６） 市民活動及び市民活動の活性化に関する企画・運営・管理（指定管理事業を含む）及び支援事業
- （７） まちづくり及びまちの活性化に寄与する企画・運営・管理及び支援事業
- （８） 公益共創活動に伴う社会的成果測定・評価・可視化・進捗管理に関する事業
- （９） 公益活動に関する広報・啓発活動、並びに研修会・イベント・セミナー等の企画・運営・実施事業
- （１０） ソーシャルビジネスの企画・運営及び市民活動団体等のソーシャルビジネス支援に関する事業
- （１１） 出版業、電子出版物・デジタルコンテンツの企画・開発・制作・販売事業
- （１２） 映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画・開発・制作・販売事業
- （１３） 空き家活用リノベーション及びシェアオフィス等の地域交流拠点づくりによるコミュニティ形成に関する事業
- （１４） その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会員

第5条 （会員の構成）

当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- （１） 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- （２） 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

第6条 （入会）

正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

第7条 （入会金及び会費）

正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

第8条 （任意退会）

会員は、理事会が別に定めるところにより届け出を行い、任意にいつでも退会することができる。

第9条 （ 除名 ）

会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- （ 1 ） この定款その他の規則に違反したとき。
- （ 2 ） 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （ 3 ） その他除名すべき正当な事由があるとき。

第10条 （ 会員資格の喪失 ）

前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- （ 1 ） 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- （ 2 ） 総正会員が同意したとき。
- （ 3 ） 死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

第11条（構成）

社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

第12条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- （１） 会員の除名
- （２） 理事及び監事の選任又は解任
- （３） 理事及び監事の報酬等の額又はその基準
- （４） 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- （５） 定款の変更
- （６） 解散及び残余財産の処分
- （７） 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- （８） 基本財産の処分の承認
- （９） その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第13条（開催）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第 14 条 （ 開催地及び開催方法 ）

社員総会は、主たる事務所の所在地又は理事会の決議によって定める場所において開催する。

2 理事会の決議により、理事及び正会員がインターネット等の情報通信技術を利用する方法により出席できる社員総会（特定の場所を設けずに開催する社員総会を含む。）を開催することができる。

第 15 条 （ 招集 ）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第 16 条 （ 議長 ）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第 17 条 （ 議決権 ）

社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

第18条（決議）

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- （1） 会員の除名
- （2） 監事の解任
- （3） 定款の変更
- （4） 解散及び残余財産の処分
- （5） 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- （6） 基本財産の処分
- （7） その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条（代理）

社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

第 20 条 （ 決議及び報告の省略 ）

理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第 21 条 （ 議事録 ）

社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

第22条（役員の設置）

当法人に、次の役員を置く。

（１） 理事 3名以上10名以内

（２） 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を副代表理事とする。

第23条（役員の選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第 24 条 （ 理事の職務及び権限 ）

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事を補佐して当法人の業務を分担執行し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

第 25 条 （ 監事の職務及び権限 ）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 26 条 （ 役員の任期 ）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 22 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 27 条 （ 役員の解任 ）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第 28 条 （ 報酬等 ）

理事及び監事に対する報酬等は、原則として無報酬とする。ただし、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 理事が当法人の使用人（職員等）を兼ね、又は当法人との間で個別労働契約若しくは事業の受託等の業務委託契約を締結して具体的な実務に従事する場合、当該実務の対価として支給する給与又は委託料は、第 1 項の役員報酬とは区別して支給することができる。

3 前項の契約締結及び対価の決定にあたっては、法令及び理事会が別に定める利益相反管理等に関する規程に基づき、事前の理事会による承認を得なければならない。この場合において、当該理事は理事会の決議において特別の利害関係人として議決権を行使することができない。

第 29 条 （ アドバイザー ）

当法人に、アドバイザー若干名を置くことができる。

2 アドバイザーは、当法人の活動に関して助言を行う専門家等の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 アドバイザーは、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 アドバイザーに対する報酬等は、原則として無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 30 条 （ 取引の制限 ）

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（ １ ） 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

（ ２ ） 自己又は第三者のためにする当法人との取引

（ ３ ） 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（ ４ ） 当法人が実施する共創事業及び資金助成・提供等において、審査・選定・監督の公正性を損なうおそれのある取引又は関係性を有する事業

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

3 代表理事及び理事は、当法人が実施する民間公益共創事業における助成・出資対象団体の選定及び監督にあたり、特定の団体に不当な利益を与え、又は公正性を損なうおそれのある自己取引及び利益相反取引を行ってはならない。

第 31 条 （ 責任の一部免除又は限定 ）

当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

第32条（構成）

当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第33条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （１） 業務執行の決定
- （２） 理事の職務の執行の監督
- （３） 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- （４） アドバイザーの選任及び解任
- （５） 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- （６） 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- （１） 重要な財産の処分及び譲受け
- （２） 多額の借財
- （３） 重要な使用人の選任及び解任
- （４） 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- （５） 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- （６） 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

第 34 条 （ 開催 ）

通常理事会は、毎年定期的に、年 4 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（ 1 ） 代表理事が必要と認めたとき。

（ 2 ） 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（ 3 ） 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（ 4 ） 監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

（ 5 ） 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

第 35 条 （ 招集 ）

理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第 36 条（ 議長 ）

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

第 37 条（ 決議 ）

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第 38 条（ 決議の省略 ）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第 39 条（ 報告の省略 ）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

第 40 条（ 議事録 ）

理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第7章 基金

第41条（基金の拠出）

当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

第42条（基金の募集等）

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

第43条（基金の拠出者の権利）

基金拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

第44条（基金の返還の手続）

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第45条（代替基金の積立て）

基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第 8 章 資産及び会計

第 46 条 （ 基本財産 ）

当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び社員総会の決議により定めた財産は、当法人の基本財産とする。

2 前項の基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分し、又は担保に供するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

第 47 条 （ 事業年度 ）

当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

第 48 条 （ 事業計画及び収支予算 ）

当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 49 条 （ 事業報告及び決算 ）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （ １ ） 事業報告
- （ ２ ） 事業報告の附属明細書
- （ ３ ） 貸借対照表
- （ ４ ） 損益計算書（正味財産増減計算書）
- （ ５ ） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- （ ６ ） 財産目録
- （ ７ ） キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号及び第 2 号の書類については定時社員総会に報告し、第 3 号から第 7 号までの書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （ １ ） 監査報告
- （ ２ ） 理事及び監事の名簿
- （ ３ ） 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- （ ４ ） 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 50 条 （ 剰余金の不分配 ）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

第51条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

第52条（合併等）

当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

第53条（解散）

当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより解散する。

第54条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 委員会

第 55 条 （ 委員会 ）

当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員、学識経験者及び当法人の事業に関して専門的な知識又は経験を有する者の中から、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 事務局

第 56 条 （ 事務局 ）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

第 57 条 （ 情報公開 ）

当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第 58 条 （ 個人情報の保護 ）

当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 公告の方法

第 59 条 （ 公告の方法 ）

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、併せて主たる事務所の公衆の見やすい場所にも掲示するものとする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 14 章 附則

第 60 条 （ 最初の事業年度 ）

当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和 9 年 3 月末日までとする。

第 61 条 （ 設立時の役員等 ）

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 翁 昌史 吉田 睦 （ 旧姓 廣岡 睦 ） 古賀 円

設立時代表理事 翁 昌史

設立時監事 半田 満

第 62 条 （ 設立時社員の氏名又は名称及び住所 ）

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 翁 昌史 住所 福岡県久留米市※

設立時社員 吉田 睦 （ 旧姓 廣岡 睦 ） 住所 福岡県久留米市※

設立時社員 古賀 円 住所 福岡県久留米市※

設立時社員 牛島 敦子 住所 福岡県久留米市※

設立時社員 株式会社 Three-Halves 本店 福岡県久留米市 930 番地

※ 閲覧用につき町名以下非公開

第 63 条（ 法令の準拠 ）

この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人くるめ協働 CASE PJ 設立のため、設立時社員 翁昌史ほか 4 名は、
本定款を作成し、これに記名押印する。

令和 8 年 9 月 25 日

設立時社員	住所	福岡県久留米市（ 閲覧用につき町名以下非公開 ）
	氏名	翁 昌史 （ 実印 ）
設立時社員	住所	福岡県久留米市（ 閲覧用につき町名以下非公開 ）
	氏名	吉田 睦 （ 旧姓 廣岡 睦 ） （ 実印 ）
設立時社員	住所	福岡県久留米市（ 閲覧用につき町名以下非公開 ）
	氏名	古賀 円 （ 実印 ）
設立時社員	住所	福岡県久留米市（ 閲覧用につき町名以下非公開 ）
	氏名	牛島 敦子 （ 実印 ）
設立時社員	本店	福岡県久留米市 930 番地
	名称	株式会社 Three-Halves
	代表者	代表取締役 翁 春仁 （ 法人実印 ）